

労働移動支援助成金

早期雇い入れ支援コース

再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

受給要件

(1) 支給対象者を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れること。

※有期雇用契約で雇い入れた後に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合や紹介予定派遣で雇い入れた場合には支給対象となりません。

(2) 支給対象者を一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れること。

支給決定時までに事業主都合による解雇等により支給対象者を雇用しなくなった場合は、支給されません。

支給対象者

- 離職から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れられること。
- 請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者となっていること。
- 雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

助成額

雇入れ助成		通常の助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇)	
通常		30万円	40万円	60万円	
コロナ離職した45歳以上の者		30万円	80万円	100万円	
訓練加算	OJT実施助成	800円/時	900円/時	1,000円/時	
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時	1,100円/時
		実施助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

受給までの流れ

※人材育成支援に係る支給申請は、早期雇い入れに係る支給申請と併せて行います。

